

条件付き一般競争入札公告

及び入札説明書

【川水 3 0 5】

令和 8 年度 河川修繕工事 県単（その 24）

電気通信設備点検業務委託

（令和 8 年 9 月 15 日付公告分）

神奈川県横浜川崎治水事務所川崎治水センター

次のとおり委託業務番号「川水305」の委託業務について条件付き一般競争入札を行います。

令和8年9月15日

神奈川県横浜川崎治水事務所
川崎治水センター所長 金指 和彦

【入札公告】

1 業務内容

(1) 業務名

令和8年度 河川修繕工事 県単（その24）電気通信設備点検業務委託

(2) 業務内容及び契約の条件等

入札説明書及び仕様書によります。

(3) 履行期間

契約締結日から令和9年3月31日まで

(4) 履行場所

一級河川 鶴見川 川崎市麻生区下麻生三丁目地内〔恩廻公園調節池〕

2 入札参加資格

- (1) 神奈川県の競争入札参加資格者名簿に登録されている者であること。
- (2) 神奈川県が措置する指名停止期間中の者でないこと。
- (3) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当する者でないこと。
- (4) 2年以内に電子交換所の取引停止処分を受けている者でないこと。
※取引停止処分を受けても、その後、会社更生法に基づく更生手続開始又は民事再生法に基づく再生手続開始の決定後、改めて神奈川県の競争入札参加資格の再認定を受けている場合は除きます。
- (5) 6か月以内に不渡手形又は不渡小切手を出している者でないこと。
※不渡手形等を出しても、その後、会社更生法に基づく更生手続開始又は民事再生法に基づく再生手続開始の決定後、改めて神奈川県の競争入札参加資格の再認定を受けている場合は除きます。
- (6) 債務不履行により、所有する資産に対し、仮差押命令、差押命令、保全差押又は競売手続の開始決定がなされている者でないこと。
- (7) 事業税を完納している者（地方税法に基づく猶予制度の適用を受けている者を含む。）であること。
- (8) 消費税、地方消費税を完納している者（国税通則法及び国税徴収法に基づく猶予制度の適用を受けている者を含む。）であること。
- (9) (1)の名簿において、営業種目として「電気通信設備保守管理委託」に登録されており、「A」又は「B」の等級に区分されている者であること。
- (10) 県内に本店、支店又は営業所を有している者であること。
- (11) 労働保険加入事業所であること。
- (12) 仕様書等に示す事業内容を、公正かつ的確に遂行し得る者であること。

3 入札説明書の配布等

(1) 事務を担当する所属

郵便番号：214-0038

所在地：神奈川県川崎市多摩区生田４－２５－１

機関名：神奈川県横浜川崎治水事務所川崎治水センター 管理課 担当：釜石

電話番号：０４４－９３２－７２１１

ファックス番号：０４４－９３２－８２５９

(2) 入札説明書の配布期間

令和８年９月１５日から令和８年９月１７日まで

かながわ電子入札共同システムにより配布します。

４ 入札参加希望者に求められる義務

この入札に参加を希望する者は、競争参加資格確認申請書を令和８年９月１７日 １５時までに、かながわ電子入札共同システムにより提出してください。

５ 入札及び開札

(1) 入札期間

令和８年１０月６日 ８時３０分から令和８年１０月７日 １５時まで

(2) 開札日時

令和８年１０月８日 ８時３０分頃

かながわ電子入札共同システムにより手続きを行います。

６ その他

(1) 入札保証金

免除

(2) 入札の無効

この公告に示した競争入札参加資格のない者のした入札及び入札の条件に違反した入札

(3) 最低制限価格

本入札には最低制限価格を設けません。

(4) 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限ります。

(5) 落札候補者及び落札者の決定方法

神奈川県財務規則第４１条第１項の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で、最低制限価格以上の価格をもって入札した者のうち、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札候補者とし、その者について、２の(８)から(１０)の入札参加資格を審査し、要件を満たしていることが確認できた者を落札者としします。

審査の結果、その者が要件を満たしていることが確認できないときは、当該入札を無効とし、次に価格の低い入札者について同様の審査をします。その入札を無効とした場合は、順次、価格の低い入札者から同様に審査をします。

なお、同価のため複数の者が落札候補者となった場合は、落札候補者全員について審査をした上で、くじ引きにより落札者を決定します。

(6) 契約書作成の要否

要

(7) 詳細は、入札説明書によります。

【入札説明書】

この入札説明書は、本入札に係る公告、及び次に掲げる法令のほか、この入札に参加しようとする者（以下「入札参加者」という。）が熟知し、かつ、遵守しなければならない一般事項を明らかにするものである。

- (1) 地方自治法（昭和22年法律第67号）
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）
- (3) 神奈川県財務規則（昭和29年神奈川県規則第5号）
- (4) 競争入札の参加者の資格に関する規則（昭和40年神奈川県規則第106号）

このほか、入札に係る詳細な手続については「工事に使用する物件以外の物件の買入れ、印刷の請負、物件の借入れ及び業務委託に係る電子入札実施要領」に定めるところによるものとする。

工事に使用する物件以外の物件の買入れ、印刷の請負、物件の借入れ及び業務委託に係る電子入札実施要領URL <https://www.pref.kanagawa.jp/docs/bc2/cnt/f100567/index.html>

1 業務内容

- (1) 業務名
令和8年度 河川修繕工事 県単（その24）電気通信設備点検業務委託
- (2) 業務内容及び契約の条件等
入札説明書及び仕様書によります。
- (3) 履行期間
契約締結日から令和9年3月31日まで
- (4) 履行場所
一級河川 鶴見川 川崎市麻生区下麻生三丁目地内〔恩廻公園調節池〕

2 入札参加者に求められる資格

- (1) 神奈川県の競争入札参加資格者名簿に登載されている者であること。
- (2) 神奈川県が措置する指名停止期間中の者でないこと。
- (3) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当する者でないこと。
- (4) 2年以内に電子交換所の取引停止処分を受けている者でないこと。
※取引停止処分を受けても、その後、会社更生法に基づく更生手続開始又は民事再生法に基づく再生手続開始の決定後、改めて神奈川県の競争入札参加資格の再認定を受けている場合は除きます。
- (5) 6か月以内に不渡手形又は不渡小切手を出している者でないこと。
※不渡手形等を出しても、その後、会社更生法に基づく更生手続開始又は民事再生法に基づく再生手続開始の決定後、改めて神奈川県の競争入札参加資格の再認定を受けている場合は除きます。
- (6) 債務不履行により、所有する資産に対し、仮差押命令、差押命令、保全差押又は競売手続の開始決定がなされている者でないこと。
- (7) 事業税を完納している者（地方税法に基づく猶予制度の適用を受けている者を含む。）であること。
- (8) 消費税、地方消費税を完納している者（国税通則法及び国税徴収法に基づく猶予制度の適用を受けている者を含む。）であること。
- (9) (1)の名簿において、営業種目として「電気通信設備保守管理委託」に登録されており、「A」又は「B」の等級に区分されている者であること。
- (10) 県内に本店、支店又は営業所を有している者であること。

- (11) 労働保険加入事業所であること。
- (12) 仕様書等に示す事業内容を、公正かつ的確に遂行し得る者であること。

3 入札に関する事務を担当する所属

郵便番号：214-0038

所在地：神奈川県川崎市多摩区生田4-25-1

機関名：神奈川県横浜川崎治水事務所川崎治水センター 管理課 担当：釜石

電話番号：044-932-7211

ファックス番号：044-932-8259

4 入札参加希望者に求められる義務

入札参加希望者は、「かながわ電子入札共同システム」により、競争参加資格確認申請書受付締切日時までに、競争参加資格確認申請を行ってください。

確認申請の結果については、所定の期限までに「かながわ電子入札共同システム」による競争参加資格確認通知書により通知します。ただし、競争参加資格「有」とされた場合でも、開札後、改めて資格を確認し、資格が確認できた場合のみ落札者となりますので注意してください。

5 入札日程

(1) 競争参加資格確認申請書受付締切日時

令和8年9月17日 15時まで

※この入札に参加を希望する者は、競争入札参加資格確認申請書を「かながわ電子入札共同システム」により提出してください。

(2) 競争参加資格確認通知書発行日時

令和8年9月24日

※「かながわ電子入札共同システム」により資格の有無を通知します。

※ただし、競争参加資格「有」と通知された場合でも、開札後、改めて資格を確認し、資格が確認できなかった者の入札は無効としますので注意してください。

(3) 質問受付期間

令和8年9月29日 15時まで

入札説明書及び仕様書等について質問がある場合は、下記のアドレスあてに電子メールにより質問してください。（「かながわ電子入札共同システム」ではありません。）

※下記の様式集から、「質問書（県土整備局様式）」をダウンロードしてください。

（様式集）(<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/g7r/cnt/f3430/p10818.html>)

※電子メールの「件名」には、委託業務番号(又は委託業務名)を記載してください。

※電子メールの「本文」には、委託業務番号(又は委託業務名)及び質問者名・連絡先（電話番号）のみ入力し、質問文面は添付する質問書（県土整備局様式）に記載してください。

※質問文面には社名を記さないでください。

※質問書（県土整備局様式）を、電子メールに添付して送信してください。

※やむを得ない場合は、直接お問い合わせください。

メールアドレス kawasui.1911.koumu@pref.kanagawa.lg.jp

電話番号 044-932-7190（ダイヤル）（工務課河川班）

(4) 質問回答日

令和8年10月2日

質問への回答は、「かながわ電子入札共同システム」により閲覧に供します。

※質問しなかった方も必ず確認してください。質問に対する回答だけでなく、情報提供を行うことがあります。

(5) 入札書提出期間

令和8年10月6日 8時30分から

令和8年10月7日 15時まで

※「かながわ電子入札共同システム」により入札してください。

※入札書の再提出はできません。事前に必ず質問の回答を確認してください。

(6) 開札予定日時

令和8年10月8日 8時30分頃

※かながわ電子入札共同システムにより手続きを行います。

(開札時間は多少遅れる場合があります。ご了承ください。)

6 落札候補者及び落札者の決定方法

(1) 最低制限価格

本入札には最低制限価格を設けません。

(2) 落札候補者及び落札者の決定方法

神奈川県財務規則第41条第1項の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で、最低制限価格以上の価格をもって入札した者のうち、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札候補者とします。落札候補者として連絡を受けた者は、翌日（閉庁日を除く。）の15時までに「7」に掲げる提出書類を「3」の所属宛に持参又はファックスで送付してください。

入札参加資格を審査し、2の(7)から(8)及び(11)に定める要件を満たしていることが確認できた場合に落札者として決定します。審査の結果、その者が要件を満たしていることが確認できないときは、当該入札を無効とし、次に価格の低い入札者について同様の審査をします。その入札を無効とした場合は、順次、価格の低い入札者から同様に審査をします。

なお、同価のため複数の者が落札候補者となった場合は、落札候補者全員について審査をした上で、くじ引きにより落札者を決定します。

(3) 落札者決定通知

落札者決定通知は、6の(2)により落札者が決定した後に行います。

7 落札候補者が提出する書類

(1) 内訳書

※入札金額を積算したもの

※再度入札の場合は、再度入札金額を積算したもの

(2) 競争入札参加資格確認等説明資料（第1号様式）

(3) (2)に表記した添付資料

(4) 2の(7)及び(8)を証明する「法人事業税納税証明書」並びに「消費税及び地方消費税納税証明書」等（いずれも書類提出日から起算して、前3か月以内に発行されたもの。写し可。）

ア 法人事業税納税証明書等

(ア) 最近1年間の法人事業税納税証明書（本店分）

本店の所在する都道府県が発行する法人事業税の納税証明書（未納税額が0でない場合にあつては地方税法に基づく猶予制度が適用されていると確認できるもの）を提出すること。

(イ) 最近1年間の法人事業税納税証明書（受任者分）

神奈川県入札参加資格者名簿（物件の買入れ・物件の借入れ・一般業務の請負等）に受任者を置いている者は、受任者営業所等所在地（以下、「受任地」という。）の都道府県が発行する法人事業税の納税証明書（未納税額が0でない場合にあつては地方税法に基づく猶予制度が適用されていると確認できるもの）を提出すること。

なお、受任地所在地の都道府県と本店所在地の都道府県が同じ場合は、本店分の納税証明書と兼ねることができます。

(ウ) 最近1年間の法人事業税納税証明書（県内支店又は営業所分）

神奈川県税務事務所が発行する法人事業税の納税証明書（未納税額が0でない場合にあつては備考欄に徴収猶予の記載があるもの又は徴収猶予承認書）を提出すること。

なお、県内に本店がある場合、県外に本店があり県内に支店又は営業所がない場合及び受任地分（前項(イ)）と重複する場合は提出の必要はありません。

イ 消費税及び地方消費税納税証明書等

本店所在地を所管する税務署が発行する消費税及び地方消費税にかかる次のいずれかの証明書又は通知書（写し可）を提出すること。

○納税証明書（その3 未納税額のない証明用）

○納税証明書（その3の3 「法人税」と「消費税及び地方消費税」について未納税額のない証明書用）

○納税証明書（その1 納税額等証明用）で未納税額0のもの、又は未納税額が0でない場合は備考欄に納税の猶予中である旨の記載があるもの

○納税の猶予許可通知書（猶予期間を過ぎていないもの）

○換価の猶予許可通知書（猶予期間を過ぎていないもの）

8 その他

(1) 入札保証金

免除する。

(2) 入札に関し要した費用

入札参加者及び契約の相手方が本件入札に関して要した費用については、すべて当該入札参加者及び当該契約の相手方が負担するものとします。

(3) 入札の無効

次に掲げる入札は無効とします。

ア この公告に示した競争入札参加資格のない者のした入札及び入札の条件に違反した入札

イ 契約締結前に談合情報があり、調査の結果、談合の事実があったと認められた場合は、本入札を無効とします。

(4) 入札する金額

入札参加者は、消費税に係る課税事業者であるか、免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する額（消費税及び地方消費税抜きの金額）を入札金額とすること。見積もりにあたっては、物価上昇や賃上げの状況を踏まえ積算すること。

なお、入札金額の100分の110に相当する金額をもって申込みがあったものとし、その金額に円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとします。

(5) 入札を辞退する場合

入札を辞退する場合は、入札書提出期限までに「かながわ電子入札共同システム」により辞退届を提出してください。

(6) 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限ります。

(7) 公正な入札の確保

入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号）等に抵触する行為を行ってはなりません。

また、公正に入札を執行できないと認められるとき、又はそのおそれがあるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取り止め、若しくはくじ引きにより入札参加者を決定することがあります。

開札した後であっても、契約が地方自治法第 234 条第 5 項の規定により確定する前に、発注者による、入札執行手続きの誤り又は入札説明書や仕様書の誤りが原因で、入札の公正性が損なわれていることが判明した場合等には、入札を無効等とすることがあります。

(8) 疑義申立て

入札の参加資格がないとする旨の通知を受理した者で、その理由に不服がある者は、通知日の翌日から起算して 5 日以内に、3 に記載する所属に対し、説明を求めることが出来ます。

(9) 入札の回数

入札の回数は原則として 1 回としますが、開札の結果、予定価格の制限の範囲内に入札がないときは、再度入札を 1 回行います。なお、1 回目の入札に参加しなかった者、無効な入札をした者又は 1 回目の入札で失格となった者は、再度入札に参加することはできません。

再度入札を行う際の日時は、次のとおりとします。

ア 再度入札書提出開始

令和 8 年 10 月 12 日 8 時 30 分から

令和 8 年 10 月 13 日 15 時まで

イ 再度入札開札予定日時

令和 8 年 10 月 14 日 8 時 30 分頃

（開札時間は遅れる場合があります。ご了承ください。）

(10) 契約書の作成

ア 本契約は、立会人型電子契約サービスを利用した電子契約、又は契約担当者及び契約の相手方双方の記名押印による書面契約のいずれかにより契約を行うこととします。

イ 契約書は、契約書（案）を基に作成し、電子契約の場合は電磁的措置を執ったうえ、各自その 1 通を保持するものとし、書面による契約の場合は 2 通作成したうえで各自その 1 通を保持するものとします。電子契約を希望する場合は、県会計局指導課のホームページから「電子契約の利用に係る申請書」をダウンロードしてご提出ください。「電子契約の導入について」<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/jk8/denshikeiyaku.html>

ウ 契約条項

別紙契約書（案）のとおりに

エ 契約を締結する所属の名称及び所在地

郵便番号：214-0038

所在地：神奈川県川崎市多摩区生田 4-25-1

機関名：神奈川県横浜川崎治水事務所川崎治水センター 管理課 担当：釜石

電話番号：０４４－９３２－７２１１

ファックス番号：０４４－９３２－８２５９

- (11) 落札者が、契約締結までの間に、地方自治法施行令第167条の４若しくは第167条の11 の規定に基づく指名競争入札の参加者の資格の制限を受けた場合又は神奈川県指名停止等措置要領の規定に基づく指名停止処分を受けた場合には、契約を締結しないこととします。
- (12) 入札金額の算出にあたっては、仕様書中の設計書を優先することとします。
- (13) 万一、「かながわ電子入札共同システム」に障害が発生した場合は、入札を中止することがあります。障害が発生した場合は、「３」に記載する所属にお問い合わせください。
- (14) 落札者が、決定通知のあった日から７日以内に当該契約を締結しない場合は、その落札は効力を失います。
- (15) 業者調査への協力

県では、契約に係る県の予算執行の適正を期するために必要があると認めた場合は、契約の相手方の当該契約に係る処理の状況について調査を行うことにしています。このため、本入札を落札し契約する場合に取り交わす契約書には、次の条文を設けています。

(業者調査への協力)

第●条 発注者（又は神奈川県知事）が、この契約に係る発注者の予算執行の適正を期するため必要があると認めた場合は、発注者（又は神奈川県知事）は、受注者に対し、受注者における当該契約の処理の状況に関する調査への協力を要請することができる。

２ 受注者は、前項の要請があった場合には、特別な理由がない限り要請に応じるものとし、この契約の終了後も、終了日の属する県の会計年度から６会計年度の間は、同様とする。

- (16) 暴力団等排除に係る解除等

本入札を落札し契約する場合には、県が「神奈川県暴力団排除条例」に基づき県の契約から暴力団員等を排除する事項に、あらかじめ同意していただきます。

誓約事項及び競争参加資格確認に係る注意

1 競争入札参加申請に伴う誓約事項

本件工事の競争参加資格確認申請者は、競争参加資格確認申請をもって、次のとおり誓約したものとみなしますので、ご自分の資格をよく確認してから申請してください。

※ 虚偽申請は指名停止の対象となりますのでご注意ください。

誓 約 事 項

当社（私）は、本件工事の競争参加資格確認申請期限において、次のすべての事項に該当することを誓約します。

なお、誓約後に次のいずれか1つ以上に該当しないこととなった場合は、本件入札を辞退します。

- 1 地方自治法施行令第167条の4の規定（成年被後見人、被保佐人、被補助人、破産者で復権を得ない者等）に該当しない者であること。
- 2 2年以内に電子交換所の取引停止処分を受けている者でないこと。
〔※ 取引停止処分を受けても、その後、会社更生法に基づく更生手続開始又は民事再生法に基づく再生手続開始の決定後、改めて神奈川県競争入札参加資格の再認定を受けている場合は除きます。〕
- 3 6か月以内に不渡手形又は不渡小切手を出している者でないこと。
〔※ 不渡手形等を出しても、その後、会社更生法に基づく更生手続開始又は民事再生法に基づく再生手続開始の決定後、改めて神奈川県競争入札参加資格の再認定を受けている場合は除きます。〕
- 4 債務の不履行により、所有する資産に対し、仮差押え、保全差押え又は差押えの命令及び競売手続の開始決定を受けている者でないこと。
- 5 事業税、消費税、地方消費税を滞納している者でないこと。
- 6 神奈川県暴力団排除条例第2条第2号から第5号までに該当する者又はこれらの者と密接な関係を有する者でないこと。

2 競争参加資格確認について

「かながわ電子入札共同システム」により競争参加資格「有」とされた場合でも（その時点では細部にわたる資格確認はしていません。）、開札後、改めて資格を確認し、資格が確認できなかった者の入札は無効としますのでご注意ください。